

大阪府咲洲庁舎不用物品（古紙）売払いに係る再生資源化集荷業務（単価契約）入札心得

（趣旨）

第1条 この心得は、大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ（以下「大阪府」という。）が行う標題の入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う入札を含む。（以下「入札」という。））に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）

第4条 入札参加者は、入札書とともに、入札参加資格審査申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

（入札保証金等）

第5条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の

措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定期限内に指定場所に提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第8条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(入札結果)

第9条 入札結果は、ホームページにて公表するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第4条に規定する入札参加資格を有しない者

(2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の者。ただし、特定調達契約又は開札日において有効な入札書を提出した中小企業の数、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目(以下「特定品目」という。)にあっては3者未満、特定品目以外の品目にあっては5者未満である場合は、この限りでない。

(3) 公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者

(4) 前3号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

(5) 所定の日時及び場所に提出しない者のした入札

(6) 記名押印又は署名を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(12) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第11条 入札書提出後、落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (3) 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された品目ごとの契約希望単価に仕様書で示す予定数量を乗じて得た額の合計額が、最高価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

- (1) 大阪府を被保険者とした履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。)を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合
- (2) 国(公庫、公団を含む。)又は地方公共団体と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合(落札者の申請による。)

(契約書の提出)

第14条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。
- 3 落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立)

第15条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。